

平成30年度高等学校等奨学生予約募集

奨学金の貸与を希望する皆さんへ

- 公益財団法人鹿児島県育英財団では、高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程）に進学しようとする方を対象に、奨学生の募集を行います。
- 奨学金を希望する場合は、在学する、又は卒業した中学校から必要な申請書類等を受領し、定められた期日までに学校へ提出してください。

この奨学金の貸与を受けた場合は、貸与終了後、必ず返還する義務があることを承知したうえで申請してください。

学校への提出期限：平成29年 月 日

申請に関する問合せは、学校の奨学金担当者や担任の先生へお尋ねください。

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 応募の資格等

○ 高等学校奨学金・学力基準あり

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、平成30年4月に高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校（注1）及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という）に進学しようとする者（注2）

(2) 応募基準

「(3) 推薦基準」を満たす者で、次のア又はイに該当する者

- ア 世帯の1年間の認定所得金額が、募集要項「別紙1」の収入基準額以下の者（注3）
- イ 児童福祉法に規定する児童養護施設に入所している者

(3) 推薦基準

ア 学力

中学校1～2年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が5段階評価で3.0以上であること

イ 人物

次の(ア)～(ウ)の各号に該当する者

- (ア) 途中で学業を放棄することがないと思われる者
- (イ) 学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者
- (ウ) 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

○ 高等学校奨学金・学力基準なし

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、平成30年4月に高等学校又は高等専門学校に進学しようとする者（注2）

(2) 応募基準

下の「(3) 推薦基準」を満たす者で、次のア～ウのいずれかに該当する者
ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金や高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与との併用はできない。

- ア 生活保護法による被保護者の世帯に属する者（注4）
- イ 市町村民税が非課税又は減免された世帯に属する者
- ウ 世帯の1年間の認定所得金額が、募集要項「別紙2」の収入基準額以下の者〔ア又はイに準ずる者〕（注3）

(3) 推薦基準

ア 学力など

勉学意欲のある者

イ 人物

高等学校奨学金・学力基準ありに同じ。

（注1）高等専門学校に進学する者は、日本学生支援機構の奨学金との重複貸与は不可

（注2）奨学生採用候補者又は奨学生となった後に保護者が県外へ転居した場合（単身赴任を除く。）は、その資格を喪失することとなる。

（注3）詳細については、各学校の奨学金担当者へ尋ねること。

（注4）生活保護費等を受給している世帯は、奨学金の貸与が収入と認定され、保護費等を減額調整される場合があるので、申込みに当たっては必ず市町村役場又は福祉事務所等に相談すること。

2 応募に必要な書類

奨学金の応募には、次の書類が必要です。申請に必要な書類は在学している学校から受け取り、表紙に書かれた提出期限までに、学校へ提出してください。

- (1) 奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生予約募集）
- (2) 平成30年度高等学校等奨学生予約募集申請用チェックシート
- (3) 添付書類
 - ア 所得に関する証明書等（別表 1 参照）
ただし、児童福祉法に規定する児童養護施設に入所している者で、父母等の所得額証明書が提出できない場合は、「児童養護施設長の意見及びその他参考事項」（別紙様式 1）を提出すること。
 - イ その他必要な関係書類等（別表 2 参照）

別表 1 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者（父母等）は、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を添付する。
 (注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとする。

- ① 父母がともにいる場合は、父母両方
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者（2 人いれば 2 人それぞれ）

区 分	必 要 な 証 明 書 等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	◆ 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年 1 月～12 月までの収入額及び所得額を証明するもの) (注) 収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要
2 年金所得等がある場合	◆ 平成29年度所得額課税額証明書(原本)等【市町村役場発行】 (平成28年 1 月～12 月までの収入額及び所得額を証明するもの) ※ 非課税となる年金（障害年金・遺族年金等）を受給している場合は次のいずれかを提出 ◆ 平成28年中に発行された年金額改定通知書(写し) 又は平成28年中に発行された振込通知書(写し) ◆ 年金証書(写し)（平成28年分の支給額が記入されているものに限る。）
3 失業中の場合 (平成28年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	◆ 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年 1 月～12 月までの収入額及び所得額を証明するもの) (1) 雇用保険を受給している場合 ◆ 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】 (2) (1)以外の場合 ◆ 無職無収入証明書(原本) 【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 (注) 奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。
4 収入が著しく減少した場合 (平成28年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	◆ 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年 1 月～12 月の収入額及び所得額を証明するもの) ◆ 申請時から向こう1年間の収入見込額がわかる証明書【会社発行等】
5 1～4、6 以外の場合 (平成28年 1 月から引き続き無職無収入である場合)	◆ 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年 1 月～12 月までの収入額及び所得額を証明するもの) ◆ 無職無収入証明書(原本)【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】
6 生活保護受給世帯の者 (家族全員が生活保護の認定を受けている場合に限る。)	◆ 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年 1 月～12 月までの収入額及び所得額を証明するもの) ◆ 生活保護受給証明書(原本)【市町村役場又は福祉事務所発行】

別表 2 特別控除又は特別加算を受けようとする者

特別控除又は特別加算の事由により、それを証明する書類を添付すること。

特別控除又は特別加算の事由	必 要 な 書 類
障害のある人(1級～3級)のいる世帯	障害者手帳(写し)又は療育手帳(写し)
長期療養者のいる世帯	医師等の診断書(原本)、長期療養による年間支出額(別紙様式2)及び領収書(写し) ※申請時から過去1年分
主たる家計支持者が別居している世帯	単身赴任等に伴う年間支出額(別紙様式3)及び領収書(写し) ※申請時から直近4か月分
震災、風水害、その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書(写し)と被害額を証明する書類

3 住所コード一覧

平成29年4月1日現在

市町村名	住所コード
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
いちき串木野市	46218
阿久根市	46206
奄美市	46222
出水市	46208
伊佐市	46224
指宿市	46210
南さつま市	46219
霧島市	46220
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216
曾於市	46217

市町村名	住所コード
志布志市	46221
南九州市	46223
姶良市	46225
鹿児島郡三島村	46303
鹿児島郡十島村	46304
薩摩郡さつま町	46392
出水郡長島町	46404
姶良郡湧水町	46452
曽於郡大崎町	46468
肝属郡東串良町	46482
肝属郡錦江町	46490
肝属郡南大隅町	46491
肝属郡肝付町	46492
熊毛郡中種子町	46501
熊毛郡南種子町	46502
熊毛郡屋久島町	46505

市町村名	住所コード
大島郡大和村	46523
大島郡宇検村	46524
大島郡瀬戸内町	46525
大島郡龍郷町	46527
大島郡喜界町	46529
大島郡徳之島町	46530
大島郡天城町	46531
大島郡伊仙町	46532
大島郡和泊町	46533
大島郡知名町	46534
大島郡与論町	46535

※ 学校コードは、各学校の奨学金担当者へ確認してください。

4 留意事項

- (1) 提出前に、申込みに必要な書類がそろっているか確認してください。
 - (ア) 申請書の記入もれ、記入誤り及び押印もれはないか。
 - (イ) 添付書類は、全てそろっているか。
- (2) 採用候補者が次の事例に該当する場合は、採用内定が取消しとなります。
 - (ア) 保護者が県外に転居する場合
 - (イ) 採用候補となった奨学金に定められている対象校種以外に進学する場合

5 奨学金の種類と貸与月額

原則として、平成30年4月から卒業するまでの正規の修学期間です。

奨 学 金 の 種 類	区 分	通学区分	貸 与 月 額
高等学校奨学金	国公立	自 宅	18,000円
		自 宅 外	23,000円
	私 立	自 宅	30,000円
		自 宅 外	35,000円

6 奨学金の貸与方法と交付日

奨学金は、奨学生本人名義の鹿児島銀行の普通預金口座に振り込みます。

該 当 月	交付日（採用初年度）	交付日（次年度以降）
4～ 6月分の奨学金	5 月 下 旬	5月10日
7～ 9月分 //	7月10日	7月10日
10～12月分 //	10月10日	10月10日
1～ 3月分 //	1月10日	1月10日

※ 交付日が土・日及び祝日の場合は前営業日を予定しています。

7 奨学金の返還方法

- (1) 奨学金は貸与（無利息）であり、借用証書の提出及び返還の義務があります。
また、借用証書の提出に当たっては、奨学生本人と連帯して返還の義務を負う連帯保証人が、必ず2人必要です。
- (2) 返還開始時期は、高等学校等を卒業後6か月経過後（7か月目）からとなります。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還しなければなりません。
- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになります。
- (5) 高等学校等を卒業後、大学等へ進学する場合などは、申請により返還期限を猶予する制度があります。

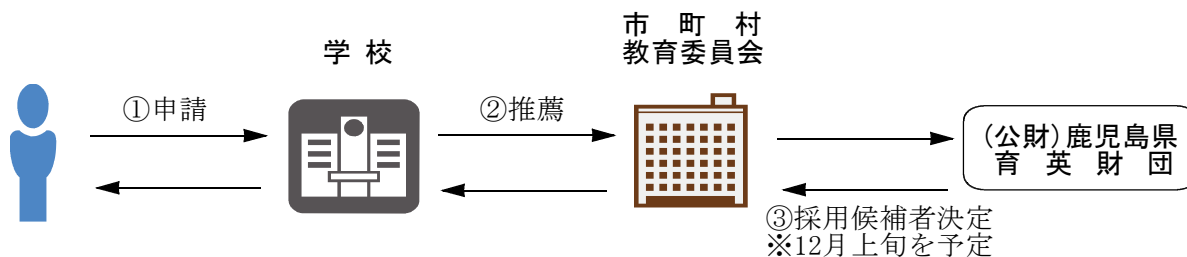
【参考】高等学校奨学金返還額一覧表

区 分	通学区分	貸与月額	3年間の貸与総額	返還回数	月賦返還額
国公立	自 宅	18,000円	648,000円	130回以内	5,000円以上
	自宅外	23,000 //	828,000 //	124 //	6,700 //
私 立	自 宅	30,000 //	1,080,000 //	144 //	7,500 //
	自宅外	35,000 //	1,260,000 //	150 //	8,400 //

* 全額又は一部繰上返還をすることが可能である。

8 申請から採用候補者の決定

- (1) 在学する，又は卒業した中学校を通して申請してください。その後，市町村教育委員会を経て当財団へ関係書類が提出されます。
- (2) 選考については，平成29年12月上旬までに採用候補者等を決定し，市町村教育委員会を経て中学校へ通知します。



「学力基準あり」，「学力基準なし」でそれぞれ募集人員を定めているため，応募者が多い場合は，採用候補者として決定されないことがあります。

採用候補者として決定されなかった場合は，進学後，在学募集に応募できます。

(ただし，資格要件を満たしている者に限ります。)

予約募集に応募した者が，採用候補者として決定されなかった場合でも，高等学校等入学後，再度応募することができます。(募集期間：翌年4月上旬～5月中旬を予定)

また，その場合は，当財団が発行する「選考結果通知」の写しを提出することで，所得に関する証明書の添付を省略することができます。

なお，在学募集の詳細については，進学する高等学校等にお問い合わせください。

公益財団法人鹿児島県育英財団

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁17階)

TEL 099-286-5244 Fax 099-286-5229

ホームページ URL : <http://www.kagoshima-ikuei.jp>

9 奨学金貸与申請書記入上の注意

第1号様式

奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生予約募集）

学校が記入

学校名	鹿児島市立〇〇中学校						学校コード	1	1	1	1	1	1
氏名	フリガナ イクエイ アキオ			※性別	男	生年月日	元号	年	月	日			
	育英 秋男				・女		平成	1	4	0	5	0	1
家族住所	〒 890-0008		フリガナ カゴシマケンカゴシマシムラサキバル1-23-4										
	住所コード 46201		鹿児島県鹿児島市紫原1丁目23-4										
	アパート名(マンション) 部屋番号		育英コーポ 100号				携帯電話	090-2222-2222					
							固定電話	099-111-1111					
※入学後の通学方法		自宅通学・自宅外通学											
進学希望校	第一希望				第二希望								
	□□高校				※国公立・私立				△△高校				※国公立・私立
	※全・定・通				※全・定・通				※全・定・通				※全・定・通
希望校	学科名	普通科		※昼・夜		学科名	普通科		※昼・夜				
卒業までの正規の修学期間（第一希望校）				平成30年 4月 から平成33年 3月まで（ 3年間）									
同一生計の家族状況（別居者の番号を○で囲み、専修学校在学中の者については高等・専門課程の別を明記）													
別居者に○	続柄	氏名	年齢	所得の種類	※設置別	学校名	学年	※生徒・学生の通学方法	現在受けている又は予約している奨学金の団体名				
1	父	育英 春男	48	給与	専業主婦等で全く収入のない場合も市町村役場が発行する平成28年度所得証明書を提出してください。（収入が無いということの証明が必要です。）								
2	母	育英 秋子	45	事業所得									
3	本人	育英 秋男	15	なし	国・公・私	〇〇中学校	3	自宅・自宅外					
4	姉	育英 夏子	19	なし	国・公・私	△△専修学校（専門課程）		自宅・自宅外	日本学生支援機構				
5	兄	育英 春彦	16	なし	国・公・私	□□高校	1	自宅・自宅外	県育英財団				
6	祖母	育英 フユ	74	年金	国・公・私		2	自宅・自宅外					
7					特別控除の対象となるので学校名を正確に記入すること。								
8					所得の種類は必ず記入し、父母については種類に応じて必要な証明書を添付すること。								

姉兄等で、同居しているが生計を別にしてしている者については、記入する必要はない。

注① ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。

注② 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。

注③ 「学校名」欄は、“〇〇市立〇〇中学校、△△専修学校（専門課程）、□□高校、”など正確に記入すること。

注④ 「卒業までの正規の修学期間」欄は、看護学科の場合5年間、通信制・定時制の場合4年間

* 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

家族の生活状況及び奨学金を必要とする理由

申請者が奨学金を必要とする理由を具体的に詳しく記入すること。

特 別 控 除 等 の 申 告 欄	障害のある人のいる世帯 (１級～３級)	障害等級【 種 級】(障害者手帳等の写しを添付) 知的障害【 】(療育手帳等の写しを添付)
	長期療養者のいる世帯	病 名【 】 療養期間【 】 療養場所【 】 療養に要する年間支出額 【 万円】
		【病状】 -----
	主たる家計支持者が別居している世帯（単身赴任等）	別居の理由【 】 単身赴任等に要する年間支出額 【 万円】
	震災、風水害、その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	被 害 の 種 類【 】 被害発生時期【 】 被 害 内 容【 】

※該当する場合はいずれかを○で囲む。

生活保護受給世帯	世帯分離	・ 同一世帯
----------	------	--------

市町村民税課税状況	非課税 ・ 減 免
-----------	--

児童養護施設	施設退所 ・ 施設通学
--------	-------------

特 記 事 項	※申請時において家計支持者が無職無収入の場合は、その理由及び期間等をここに記入した上で、「離職証明書」又は「無職無収入証明書」等を添付すること。
------------------	--

貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与して下さるよう申請します。

平成 29年 9月 1日 ← 記入した日 ※各自で必ず記入すること。

平成 29年 9月 1日 ← 記入した日 ※各自で必ず記入すること。

本人 (本人自署) 氏 名 育 英 秋 男 育英 ← 本人の署名・押印

本人 (本人自署) 氏 名 育 英 秋 男 育英 ← 本人の署名・押印

本人 (本人自署) 氏 名 育 英 秋 男  ← 本人の署名・押印

本人 (本人自署) 氏 名 育 英 秋 男  ← 本人の署名・押印

保護者
(保護者自署)

住所 鹿児島市紫原1丁目23-4 育英コーポ 100号

氏名 育英春男

育英 ←保護者の署名・押印

保護者
(保護者自署)

住所 鹿児島市紫原1丁目23-4 育英コーポ 100号

氏名 育英春男

育英 ←保護者の署名・押印

保護者
(保護者自署)

住所 鹿児島市紫原1丁目23-4 育英コーポ 100号

氏名 育英春男

育英 ←保護者の署名・押印

保護者
(保護者自署)

住所 鹿児島市紫原1丁目23-4 育英コーポ 100号

氏名 育英春男

育英 ←保護者の署名・押印

保護者
(保護者自署)

住所 鹿児島市紫原1丁目23-4 育英コーポ 100号

氏名 育英春男

育英 ←保護者の署名・押印

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

注① 「障害のある人のいる世帯」における特別控除又は特別加算は、1級から3級までの該当者が対象
注② 「障害のある世帯」については、主たる世帯主が障害のある世帯主としていない場合に

注① 「障害のある人のいる世帯」における特別控除又は特別加算は、1級から3級までの該当者が対象
注② 「単身赴任等別居者住所」については、主たる家計支持者が単身赴任等で別居している場合に、
別居先の住所を記入すること。